

意見提出者	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社
1. 項目	経理責任者の自署押印の取扱いについて
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>経理責任者の自署押印については、法人税、事業税では法律で規定されているのに対し、道府県民税、市町村民税では定めがないように、税目により取扱いが区々である。(道府県民税については地方税法 72 の 35(事業税)の規定により申告書様式で経理責任者の自署押印が必要、市町村民税については申告書様式における経理責任者の自署押印不要)</p> <p>電子申告に際しては、代表者・経理責任者の電子署名を取得し、異動等が生じることにより変更手続きが必要となることから、事務手続きが煩瑣な状況である。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>法人税法第 151 条第 2 項 地方税法 72 条の 35 第 2 項</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>電子申告利用率向上 (ICT 利活用向上) の観点から、</p> <p>全ての税目について、統一的に申告書における経理責任者の記載を不要とする措置をお願いしたい。</p> <p>なお、当該措置が認められない場合は、経理責任者の電子署名を不要とし、氏名の記載にとどめる措置をお願いしたい。</p>